

平成22年4月13日

保護者の皆様へ

貝塚市立第二中学校
校長 佐嶋 公代

警報発令時における臨時措置について

平素は本校教育活動にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、中学校では、下記のような暴風警報発令時における臨時措置をとることになっています。

なお、大雨・洪水警報は含みませんので、ご理解のうえご協力下さいますようお願いいたします。

記

暴風警報発令時の臨時措置

1. 午前7時の時点で大阪府南部に暴風警報が発令されている場合は、生徒は自宅待機とします。
2. 午前9時までに暴風警報が解除された場合は、その時点より、弁当持参で登校させてください。授業をおこないます。
3. 午前9時までに暴風警報が解除されなかった場合は、臨時休校とします。
4. 登校後、暴風警報が発令された場合は、原則として下校措置をとりますが、下校の方法・時刻については、天候の状況等、実情に応じて判断します。

家庭内での掲示をお願いします。